

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を支給しない旨の処分及び同年○月○日付けで請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB病院に雇用され、医師として就労していたところ、平成○年○月○日、自家用車を運転して出勤する途中、走行中に道路上に落ちていた鉄パイプに乗り上げた（以下「本件災害」という。）。請求人は同月○日、Cクリニックに受診し「高血圧性緊急症、めまい症、嘔吐症」と診断され、同月○日にはD病院に受診し「めまい症」と診断され、その後、同月○日にはE病院に受診し「外傷性低髄液圧症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断され、療養を継続した。

請求人は、E病院における本件疾病に係る療養について、本件災害によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、E病院における療養は労災保険法による療養とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、労災保険法に定める療養の範囲とは認められないとして、E病院に係る療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、F医師作成の意見書を根拠に、請求人に発症した本件疾病は、通勤中の外傷に起因するものである旨主張することから、以下検討する。

ア 低髄液圧症について

F医師は、起立性頭痛を前提に、頭部MR Iのびまん性硬膜造影所見と60 mmH₂O以下の髄液圧（仰臥位・側臥位）があれば、低髄液圧症「確定」とするとされているところ、請求人は、「腰椎穿刺において髄液の自然流出がなかったことから髄液圧を0 mmH₂Oと判断した」とし、上記条件をいずれも満たし、低髄液圧症診断は、「確定」と述べている。

一方、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人は、起立性頭痛を有するがびまん性の硬膜造影所見は認めない旨述べている。また平成○年○月○日付け意見書において、F医師が髄液圧を0 mmH₂Oと判断したことについて「穿刺した針がくも膜下腔に確実に挿入されたか確認するために腹圧を加えて髄液が流出するか、呼吸性に圧の上下があるかを確認し、測定用ガラス管を接続し、最短でも3分程度は観察しなくては正確に髄液圧を測定した事にはならない。」とし、低髄液圧症診断は「疑」と述べている。

当審査会において、改めて平成○年○月○日撮影の頭部造影MR Iを確認

するも、びまん性の硬膜造影所見は認めず、G医師の判断は妥当であり、低髄液圧症の「確定」あるいは「確実」とは認められないものと判断する。

イ 脳脊髄液漏出症について

F医師は、脊髄MR Iで脊椎硬膜外腔に多量に認める水信号は漏出した髄液以外では説明できない旨述べている。

一方、G医師は、「脊髄MR I／MRミエログラフィーにて、くも膜下腔と連続し造影されない硬膜外水信号病変を認めない。また、「強疑」所見と「疑」所見を認めない。脳槽シンチグラフィーにて片側限極性R I以上集積と脳脊髄液循環不全を認めない。頸～胸部における対称性集積を認める。」と述べている。

当審査会において、改めて平成○年○月○日撮影の脊髄MR I／MRミエログラフィーと平成○年○月○日撮影のシンチグラフィーを確認したところ、G医師の判断は妥当と考えられたため、脳脊髄液漏出症の画像診断基準を満たす所見は認められないものと判断する。

ウ 上記ア、イにより、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、先進医療の対象となる低髄液圧症及び脳脊髄液漏出症には該当しないものと判断する。

(2) なお、E病院は、決定書理由に説示するとおり、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件」(平成24年6月1日付け厚生労働省告示第379号)による「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」(平成20年厚生労働省告示第129号)で定める基準を満たす先進医療を実施できる医療機関とは認められない。

(3) したがって、当審査会としても、請求人がE病院において受けた本件疾病に係る治療は、労災保険法第22条に規定する「療養」には該当せず、その治療のための休業についても「療養」のための休業には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。